

令和6年3月19日

各務原市総合事業指定事業者 御中

平素は市の介護保険行政につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度介護報酬の改定に伴い、総合事業の単位・加算事業について、別紙のとおり変更しますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

●お問い合わせ先

(1) 事業対象者判定事務

介護保険課・介護認定係 (TEL: 058-383-1970)

(2) 事業所の指定及び書類の届出に係る事務

介護保険課・施設指導係 (TEL: 058-383-2067)

(3) 総合事業の全般

高齢福祉課・地域包括ケア推進係 (TEL: 058-383-2124)